

議案第114号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表51の項金額の欄イを次のように改める。

イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 住宅の戸数が1戸のもの

43,700円

（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項から56の項までにおいて「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、9,000円）

(ロ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの

84,800円

（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）

(ハ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの

118,000円

（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円）

(ニ) 住宅の戸数が11戸以上のもの

164,000円

（評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円）

(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から57の項までにおいて「基準省令」という。）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (イ) 住宅の戸数が1戸のもの
25,200円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円)
- (ロ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの
44,700円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)
- (ハ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの
62,900円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円)
- (ニ) 住宅の戸数が11戸以上のもの
88,600円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)

別表51の項金額の欄口中「単位として認定を申請する場合」を「単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に、「当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から57の項までにおいて「基準省令」という。）第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)」を「(2)に掲げる以外の場合 イ(1)(ロ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(1)(ロ)から(ニ)」に、「の使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第2号」を「消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)」に、「イ(2)から(4)までに係る」を「イ(2)(ロ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る」に、「イ(2)から(4)までに定める金額」を「イ(2)(ロ)から(ニ)までに定める金額に、60,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）を加えた金額」に改め、同欄ハ中「55の項」を「56の項」に、「建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対し、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項のニ(2)において同じ。）で計算して認定を申請する場合」を

「建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合」に改め、同項摘要の欄中イ及びニを削り、ロをイとし、ハをロとし、ホをハとする。

別表52の項金額の欄イ中「1戸又は」を削り、同欄ロを次のように改める。

ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 住宅の戸数が1戸のもの

26,300円

（評価機関審査を受けた場合にあつては、9,000円）

(ロ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの

49,700円

（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）

(ハ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの

70,200円

（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円）

(ニ) 住宅の戸数が11戸以上のもの

99,800円

（評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円）

(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 住宅の戸数が1戸のもの

16,800円

（評価機関審査を受けた場合にあつては、9,000円）

(ロ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの

29,300円

（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）

(ハ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの

42,400円

(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円)

(イ) 住宅の戸数が11戸以上のもの

62,000円

(評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)

別表52の項金額の欄ハ中「単位として変更認定を申請する場合」を「単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に、「当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)」を「(2)に掲げる以外の場合 ロ(1)(ロ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1)(ロ)から(ニ)」に、「の使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める」を「消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 ロ(2)(ロ)から(ニ)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)(ロ)から(ニ)までに定める金額に、35,700円(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた」に、「建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合」を「建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合」に改め、同項摘要の欄中イ及びニを削り、ロをイとし、ハをロとし、ホをハとする。

別表54項金額の欄イ及びロを次のように改める。

イ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ロ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの

40,400円

(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円)

- (㉔) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
44,900円
(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)
- (㉕) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの
79,700円
(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
- (㉖) 住宅の戸数が5戸以上のもの
131,000円
(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)
- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (イ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの
21,600円
(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)
- (ロ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
23,200円
(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)
- (ハ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの
39,200円
(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
- (ニ) 住宅の戸数が5戸以上のもの
66,500円
(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)
- ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第1号

に適合している旨の認定を申請する場合 イ(1)(ハ)から(ロ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(1)(ハ)から(ロ)までに定める金額に、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額

(ロ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(1)(ハ)から(ロ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(1)(ハ)から(ロ)までに定める金額

(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)(ハ)から(ロ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)(ハ)から(ロ)までに定める金額に、39,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額

別表54の項金額の欄ハ中「当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合」を「(2)に掲げる以外の場合」に改め、同項摘要の欄中イ及びニを削り、ロをイとし、ハをロとし、ホをハとする。

別表55の項金額の欄イ中「1戸又は」を削り、同欄中ロ及びハを次のように改める。

ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの

23,700円

（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）

(ロ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

26,000円

（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）

(ハ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの

46,000円

(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

ロ 住宅の戸数が5戸以上のもの

78,000円

(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)

(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの

14,000円

(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)

ロ 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

14,800円

(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)

ハ 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの

25,400円

(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

ロ 住宅の戸数が5戸以上のもの

45,100円

(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)

ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第1号に適合している旨の変更認定を申請する場合 ロ(1)ハからロ(1)ロまでに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1)ハからロ(1)ロまでに定める金額に、46,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)を加えた金額

- (ロ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第2号に適合している旨の変更認定を申請する場合 ロ(1)ハからロ(1)ニまでに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1)ハからロ(1)ニまでに定める金額
- (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 ロ(2)ハからロ(2)ニまでに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)ハからロ(2)ニまでに定める金額に、25,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額

別表55の項金額の欄ニ中「当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合」を「(2)に掲げる以外の場合」に改め、同項摘要の欄中イ及びニを削り、ロをイとし、ハをロとし、ホをハとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。